

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度札幌市困難を抱える若年女性支援業務
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子ども企画課
選 定 事 業 者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、地域や行政とのつながりがなく、様々な課題・困難・不安を抱える10代から20代の若年女性を対象に、SNS等を用いたアウトリーチ型の相談支援、一時的な安全・安心な居場所の確保、自立支援を実施するとともに、行政機関、民間支援団体などの関係機関が連携して対象者を支える仕組みづくりを行うことを目的としている。

業務の実施に当たっては、地域の中で、対象となる若年女性と接点を持ち、対象者と信頼関係を築き、寄り添い型の相談支援等を実施することが必要であることから、受託団体には若年女性からの相談支援に関する豊富な経験や知識、ノウハウが不可欠であり、さらにその対象者を必要な窓口スムーズにつなげるため、関係する民間団体や各支援機関とのネットワーク構築も必要である。

今回契約候補者とする公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市男女共同参画センター及び札幌市若者支援総合センターの指定管理者であり、両センターの運営等を通して、地域に密着した女性支援及び若者支援等の豊富な経験、知識を有しており、広く女性支援と若者支援を実施する市内唯一の団体である。

また、LINEによる若年女性向けの相談窓口「ガールズ相談」、カフェスタイルの対面相談会「girls talk room」を定期的実施しており、若年女性支援のノウハウも持ち合わせている。さらに、令和2年度から、市内の女性支援、若者支援、困窮者支援等の団体、機関によるさっぽろ若年女性支援ネットワークCloudyを構築し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活が困難な女性に食料品や生理用品を配布する取組等を継続して実施しており、本業務に求められる関係機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。また、令和3年度の事業開始から当該業務を受託し、NPO法人等と連携しながら、業務を履行してきた実績がある。さらには、対象者との信頼関係構築がすぐさまできるものではないこと、事業内容の検証の点からも、本事業者による事業継続が必要であると考えられるところ。

以上より、当該業務を確実に良好に履行できるのは、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本契約の相手方が当該法人に特定されるものと判断し、当法人を契約候補者とした。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
------	---

決 定 日	令和5年3月8日
-------	----------